

安全保障理事会議長声明

「テロ行為を原因とする国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2014年11月19日に開催された、安全保障理事会の第7316回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認する。

安全保障理事会は、特に、地球規模の勧誘ネットワーク、テロリズムに資することができる暴力的な過激主義のイデオロギー、外国人テロ戦闘員を含む、テロリストの移動の容易さおよび著しい資金調達の流れの故に、ほとんどの地域の加盟国の大多数に影響しつつ、テロリズムの脅威が、拡大した激しくなっていることを強調する。

安全保障理事会は、イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)、アル・ヌスラ戦線 (ANF) およびアル・カーイダと関連する他のテロリスト組織についておよびその存在の悪影響、暴力的な過激主義のイデオロギー並びに何百万もの人々の移送をもたらした一般住民について悪化しつつある人道的影響を含む、イラク、シリアおよび同地域の安定に関する行動について、また分派間の緊張を扇動する彼らの暴力行為について、安保理の深刻な懸念をくり返し表明する。

安全保障理事会は、報告書によれば、80か国以上から15,000人以上の外国人テロ戦闘員が、シリア、イラク、ソマリア、イエメン並びにマグレブおよびサヘル地域の数か国におけるものを含む、アル・カーイダと関連があるテロ組織に加わるかまたはその為に戦うために渡航したことに安保理の懸念をさらに表明する。

安全保障理事会は、その諸決議 1267 (1999)、1373 (2001)、1624 (2005)、2161 (2014)、2170 (2014)、2178 (2014) を想起し、そしてその中の加盟国の義務を履行するため緊急の行動を講じる加

* 2014年12月4日に技術的理由により再發行。

盟国の重要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保の尊重を再確認する。

安全保障理事会は、加盟国が国連憲章および国際法、とりわけ国際人権法、国際難民法並びに国際人道法の下での全ての自国の義務を遵守してテロリズムと対抗するために講じられた措置を確実にしなければならぬことを再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムが軍事力、法執行措置および情報作戦だけでは打ち負かされないことを認識し、そして国際連合グローバル・テロ対策戦略（A/RES/60/288）の柱となる考え I に定めたように、テロリズムの拡散に資する条件に対処する必要性を強調し、そしてテロリズムへの勧誘と過激化を駆り立てている要因に対処する必要性をくり返し表明し、そしてテロリズムを打ち負かすための包括的な対処方法は、国の、地域の、準地域のそして多数国間の行動が関与することが必要とされていることをさらに認識する。

安全保障理事会は、テロリズムと暴力的な過激主義に対抗することにおいてまたテロリストの資金調達、勧誘およびテロ組織に対するあらゆる他の形態の支援を予防することにおいて多くの加盟国が直面する著しい能力と調整課題を認識し、能力格差を特定し¹、また 2178（2014）の遵守を支援する決議 1373（2001）および 1624（2005）の履行を強化するための技術援助を促進するテロ対策委員会およびその事務局（CTED）により進行中の活動を称賛し、加盟国に対し、包括的なまた統合された国の、準地域のそして地域のテロ対策戦略の策定についてテロ対策委員会および CTED との協力を続けることを奨励し、国際連合テロ対策センターおよび国際連合薬物犯罪事務所を含む、テロ対策履行タスクフォース（CTITF）組織並びにその他の能力構築支援の提供者が技術援助の提供において果たすべき重要な役割を強調し、そしてこの点で発生国、通過国、目的国並びに外国人テロ戦闘員が活動している武力紛争地帯の近隣国家に対して外国人テロ戦闘員により与えられる脅威に留意する。

安全保障理事会は加盟国に対し、テロリズムにより与えられる脅威に対処するため、必要な場合また

¹ 安全保障理事会決議 2178（2014）に従って外国人テロ戦闘員の流れを食い止めるための加盟国の能力を妨げるであろう安全保障理事会決議 1373（2001）および 1624（2005）を履行する加盟国の能力における主要な格差の予備的分析（S/2014/807）。

要請に基づいて、他の加盟国の能力構築を援助することを求め、そしてそのような国の、準地域のまたは地域の能力構築を援助するための加盟国による二国間援助を歓迎しまた奨励する。

安全保障理事会は、外国人テロ戦闘員および要員募集人についての決議 1267/1989 に従った委員会による最近の一覧表掲載を歓迎し、そして加盟国に対し、1267/1989 委員会による指名を可能にするために追加の外国人テロ戦闘員およびその渡航並びにその後の活動を促進するかまたは資金を供給する個人を特定しまた提案することを促す。

安全保障理事会は、決議 2161 (2014) に従って彼らに資金を供給し、武装させ、計画立案し、または勧誘しているか、若しくはインターネット、ソーシャル・メディアまたは他の手段のような情報通信技術を通じたものを含んで、彼らの行為または活動を別な方法で支援しているアル・カーイダと関連のある個人、集団、企業および団体を一覧表に掲載することを審議する安保理の決意を表明する。

安全保障理事会は、外国人戦闘員現象を予防しまた抑圧する国際的、地域的および準地域的レベルでの最近の進展および活動を歓迎し、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) の活動、とりわけ外国人テロ戦闘員現象に対処する包括的な一連の良い慣行の最近の採択および外国人テロ戦闘員に関するその作業部会の設立並びに欧州安全保障協力機構 (OSCE)、欧州連合、アフリカ・テロ調査研究センターおよび特務機関、治安機関並びに法執行組織の長の会合に留意する。

安全保障理事会は、2014 年 9 月 2 日にナイロビで開催された暴力的な過激主義およびテロリズムの対策に関するアフリカ連合平和および安全保障理事会のコミュニケに留意し、そして既存の職務権限の範囲内で国連テロ対策組織および加盟国に対し、暴力的な過激主義およびテロリズムに対抗するアフリカの努力に向けて援助並びに能力構築を提供することを求める。

渡航および通過

安全保障理事会は加盟国に対し、外国人テロ戦闘員の回避的な渡航経路により与えられる課題に対処する必要性に留意しつつ、自国領域からのまたは自国領域を通過しての外国人テロ戦闘員の渡航を防止するため、外国人テロ戦闘員を特定する目的のための情報共有の増加、外国人テロ戦闘員による渡航の様態の理解および証拠に基づく旅行者危険評価と国境審査における実行の共有を通じたものを含む、二国

間の、国際的な、地域的な、および準地域的な協力を改善することを促す。

安全保障理事会は、決議 2161 (2014) および 2178 (2014) において求めたように、インターポール・データベースを利用するというまたアル・カーイダ制裁一覧表にある個人の自国領域からの出発、入国または通過を探知するため自国の管轄権の下にある航空会社が、事前の乗客情報を提供することを求めるという加盟国への安保理の求めをくり返し表明し、そしてさらに航空会社が、適当と認められる場合に、適切な国家当局に搭乗者記録を提供することを奨励し、そして CTED に対し、事前の乗客情報の使用における大きな相違について、テロ対策委員会に対し、180 日以内に、報告することおよびアル・カーイダ分析支援および制裁履行監視チームおよび国際民間航空機関を含む関連する CTITF 組織並びに国際航空運送協会のような産業団体と活動しつつ、事前の乗客情報の使用を拡大するため、これに関連して要求される能力構築を促進するための計画を含む、勧告を行うことを要請する。

安全保障理事会は、外国人テロ戦闘員により与えられる増加している脅威が、決議 1373 (2001) および 1624 (2005) に関連して現れている問題、傾向および発展の部分であることをくり返し表明し、そしてテロ対策委員会に対し、人権および基本的自由を尊重する一方でまた国際法の下での他の義務を遵守して、外国人テロ戦闘員の流れを食い止めるための、そして勧誘したテロ行為を扇動するためにインターネットおよびソーシャル・メディアをテロリストが利用することを防ぐための方法を議論するために加盟国および関連する国際的なまた地域的な機構の参加を得て 2015 年に特別会合を開催することを奨励し、そしてまたこれに関連して同委員会の職務権限に関連した問題について影響を受けた地域で会合を開催する委員会の重要性に留意する。

安全保障理事会は加盟国に対し、国際法、とりわけ国際人権法および国際難民法に従って、難民の地位が外国人テロ戦闘員によるものを含む、テロ行為の実行者、まとめ役または促進者により侵害されないことを確保することを求める。

テロの物語と暴力的な過激主義に対処すること

安全保障理事会は、テロの物語を支持する暴力的な過激主義的なイデオロギーの拡散、および外国人テロ戦闘員がテロリズムを促進することに彼らの過激主義的なイデオロギーを用いていることに深刻な懸念を表明し、そして地域共同体の回復力を構築することによるものを含む、効果的な国の対応を通

して、並びに準地域の、地域のそして国際的なレベルでの協力を通して、これらの取組を支持する国連の強い役割を得て、暴力的な過激主義に対処する必要性をくり返し表明し、またテロの物語に対処することにおいて教育が果たすことができる役割を強調する。

安全保障理事会は、テロリズムに資する暴力的な過激主義的イデオロギーの拡散に対処することにおける、戦略的なコミュニケーションを通じたものを含む、国連の役割の可視性および有効性を改善する継続した必要性を強調し、そしてこの問題により効果的に取り組む国連およびその加盟国の努力を高める必要性またこれに関連してさらなる措置の必要性を強調する。

安全保障理事会は、暴力的な過激主義に対処することにおける国と地域の経験の共有を奨励し、そして加盟国との対話を実施した扇動および暴力的な過激主義に対処する取組を支援するためこれらの問題についての公開の概況説明を開催する CTED の支援を得たテロ対策委員会の取組を歓迎し、また生活復帰と再統合に関するものを含む、テロリストおよび外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に対処するため経験の共有の必要性に留意する。

安全保障理事会は、テロリズムおよび暴力的な過激主義が、国連の現場での任務を受け入れている国におけるものを含む紛争状況の増加している数に強い影響を与えていることに留意し、そしてこれに関連して、事務総長特別代表、政治局、平和維持活動局、CTED、アル・カーイダ分析支援および制裁履行監視チーム、および他の関連する CTITF 組織の間で、既存の職務権限および資源の範囲内で、関連し適当と認められる場合に、情報を共有することを奨励する。

安全保障理事会は、テロの脅威に直面している地域に位置する国連地域事務所が、既存の職務権限および資源の範囲内で、地域情報分析およびテロリズムと暴力的な過激主義に関する派遣団間の情報共有を行うことを勧告する。

安全保障理事会は、テロリズムの過激化、勧誘およびテロ行為を犯すためにその他を扇動することの目的のために、インターネットを通じたものを含む、コミュニケーション技術のテロリストおよびその支援者による増加した使用、並びに資金供給および外国人テロ戦闘員の渡航とその後の活動を促進することについて懸念を表明する。

安全保障理事会は加盟国に対し、人権と基本的自由を尊重することおよび国際法の下での義務を遵守する一方で、テロリストが勧誘することを予防するため、彼らの暴力的な過激主義の宣伝およびインターネットやソーシャル・メディア上の扇動に対処するため、効果的な対応する物語を開発することによるものを含んで、協力的に行動することを促し、この努力において市民社会および民間部門との協力の重要性を強調し、そして関連する CTITF 組織に対し、これに関連して地域的な活動を支援することを奨励する。

資金調達

ISIL、ANF およびもしかするとアル・カーイダと関連のある他の個人、集団、企業並びに団体により支配された油田および関連する社会資本が、彼らの勧誘努力を支援しまたテロ攻撃を準備しそして実行する彼らの作戦能力を強化している、集団の収入のかなりの部分を生み出していることに安保理の深い懸念を表明する。

安全保障理事会は、国家が決議 2161 (2014) により自国民および領域内にあるものが資産または経済資源を、直接または間接に、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連する全ての他の個人、集団、企業並びに団体に利用可能とさせないことを確保することを要求されていることを再確認し、そしてこの義務が、石油および石油製品の直接貿易と間接貿易に適用されることに留意する。

安全保障理事会は加盟国に対し、ISIL および ANF 支配領域が起源であると信じる理由がある石油の押収または移転および ISIL および ANF 支配領域への移転のためと信じられる精油および関連物資の押収を 1267/1989 委員会へ報告することを奨励し、同委員会に対し、これらの活動に関与して個人および団体の指定を直ちに審議することを奨励し、そして石油、石油製品および精油並びに関連物資の ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連する全ての他の個人、集団、企業並びに団体により支配された領域へのまたからの移転に関する禁止を含む、このテロリズムの資金調達の源を途絶させるための追加の措置を審議する安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、個人および団体からの寄付が ISIL および ANF を開発することや維持することにおける役割を果たしたこと、並びに加盟国がそのような支援を自国民や自国領域内の者によりこれらのテロ集団およびアル・カーイダと関連ある他の個人、集団、企業並びに団体に利用可能とさせないこと

を確保する義務を有していることを強調し、そして加盟国に対し、国際的な金融システムの強化された警戒を通してまた慈善的贈与が ISIL、ANF またはアル・カーイダと関連する他の個人、集団、企業および団体に転換されないことを通して財政的流れを確保する自国の非営利や慈善組織と協働することにより、直接このことに対処することを促す。

安全保障理事会は、ISIL および ANF により支配された領域から出発する航空機または他の輸送機関が、国際市場での売買のために金または他の価値ある品目および経済的資源の移転のために若しくは ISIL または ANF により使われる武器および物資の移転のために用いられ得ることに安保理の懸念を表明し、そしてそのような活動に従事する個人または団体は、1267/1989 委員会により一覧表に掲載される資格があり得ることに留意し、ISIL や ANF 集団の収入を生み出している、考古学的に、歴史的に、文化的にまた宗教的に重要な品目が ISIL や ANF により支配されて領域から違法に移されているという報告に関して安保理の懸念を表明し、そして加盟国に対し、そのような違法な取引を防止するための適切な措置を講じることを求め、またこれに関連して、全ての国家が、基金、金融資産または経済的資源が、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連ある全ての他の個人の利益のために、直接または間接に、利用可能とされないことを確保することを要求されていることを全ての国家に注意を喚起し、そしてこれらの集団の活動をさらに途絶させることを目的とした、決議 2170 に従ったアル・カーイダ分析支援および制裁履行監視チーム報告書に関する報告書の中に含まれたそのような活動を途絶させる新しい措置に関する関連する勧告のアル・カーイダ委員会による徹底的な審議を期待する。

安全保障理事会は、資金を増すことまたは政治的譲歩を得ることを目的としたものを含む、何らかの目的のために、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連ある全ての他の個人、集団、企業並びに団体により犯された誘拐および人質拘束の出来事を強く非難し、テロリストに支払われた身代金が、さらなる誘拐を含む、彼らの活動のための資金源の一つとして用いられていることに懸念をもって留意し、テロ集団により犯された誘拐および人質拘束を防止しそして適用可能な国際法に従って、身代金の支払いや政治的譲歩なしに、人質の安全な解放を確実にする安保理の決意を表明し、全ての加盟国に対し、テロリストが直接または間接的に、身代金支払いまたは政治的譲歩から利益を得ることを防止することまた人質の安全な解放を確実にすることを求め、そしてテロ集団により犯された誘拐および人質拘束の出来事の期間中密接に協力する全ての加盟国の必要性を再確認する。

安全保障理事会は、決議 2170 (2014) および 2178 (2014) の実施を支援する、現金輸送の収支双

方についての現金開示制度を実施するための国家に対するその勧告を含む、金融活動作業部会 (FATF) の妥当性および外国人テロ戦闘員や世話人がテロ組織のための現金の運び屋として活動しているという脅威に対処する他の措置を強調する。

安全保障理事会は、幾つかの事例における、テロリズムおよび越境組織犯罪並びに薬物、武器や人身取引また資金洗浄のような違法活動との間の関連性に関する安保理の懸念を表明する。

安全保障理事会は、国家が自国領域からまたは自国領域以外の自国民による、若しくは自国籍の船舶または航空機を使った、兵器および弾薬、軍事車両や装備、準軍事装備並びにそれらの予備部品を含む、武器およびあらゆる型の関連物資の、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連あるあらゆる他の個人、集団、企業並びに団体に対する直接または間接的な供給、販売または譲渡および技術的助言、援助または軍事活動に関連する訓練を防止することが要求されていること、並びに武器取引に関する活動情報の交換を強めることや促進することの方法を見つけ出し、また国の、準地域の、地域のそして国際的なレベルの取組を調整を高めるといふ国家に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロ行為の資金調達、計画立案、準備または犯行に参加する者は誰でも訴追されることを確保しまたそのようなテロ行為は重要な刑法犯罪として国内法や規則において制定されることおよびそのようなテロ行為の重大さを十分に反映した刑罰を確保する国家の義務について全ての国家にさらに注意を喚起し、CTED に対し要請に基づいて指針を提供することを奨励する。

安全保障理事会は、ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連する他の集団が信奉する不寛容、暴力および嫌悪が対処されなければならないことを強調し、そしてテロリズムにより与えられる国際の平和および安全に対する脅威を打ち負かす安保理の決意を表明する。